労働者安全衛生対策部会 【資料4-2】

福島第一原子力発電所における 保安教育に関する不適合事例について

2021年10月14日

東京電力ホールディングス株式会社



保安教育に関する不適合事例

件名	発生日	概要
①転入後の入所時保安教 育未実施	2021.6.17	教育実績を取りまとめているグループから、メンバーの入所時保安教育の実績報告書が提出されていないとの連絡が入り状況を確認したところ、当該メンバーの2020年度保安教育実績管理表では入所時保安教育受講済みとなっていた。しかし、その後の確認で、当該メンバーは新規入場者教育を入所時保安教育と思っていたため、実際には受講していないことが判明した。
②新規出向者の入所時保 安教育未実施	2021.6.21	教育実績を取りまとめているグループから、メンバーの入所時保安教育の実績報告書が提出されていないとの連絡が入り状況を確認したところ、未受講であることを確認した。 当該メンバーは他企業からの出向社員であり、当社への出向直前まで1 F 構内において作業に従事していたことから、入所時保安教育は必要ないと判断していた。 ルールとして、1 F 発電所退所後3年以内の再入所の場合は受講する必要なしとなっていたが、再入所者の教育免除は、当社社員(出向者は含まない)のみ適用のルールであり、企業からの出向者は該当しないことを認識していなかった。
③新規出向者の入所時保 安教育未受講	2021.7.1	②の事案を受けて同様な状況がないか確認していたところ、入所時保安教育未受講のメンバーがいることを確認した。当該メンバーは他企業からの出向社員であったことから、入所当時、入所時保安教育の実施要否について、教育実績を取りまとめているグループへ確認を行い、その際には免除であるとの認識であった。
④2020年度保安教育(そ の他反復教育)の一部未実 施	2021.7.15	教育実績を取りまとめているグループから、一部メンバーについて、2020年度保安教育の内一部科目を受講していない可能性があるとの連絡が入り確認したところ、未受講であることを確認した。 一部科目については、原子力防災要員のうち副班長に該当する者が受講対象となっていたことから、受講対象となる者についてさらに確認したところ、5名が未受講であることを確認した。

不適合発生原因と対策

1. 発生した不適合に関してはいずれも以下のような共通的な要因が確認されている。

①教育受講実績確認の不足

転入者については当該年度末までに教育を受講する必要があるが、教育実績を取りまとめているグループによる受講実績の確認は、翌年度の4月以降で実施していた。また、各所管グループにおいても十分な確認が出来ていなかった。

②教育受講対象者であることの認識不足

各所管グループにおいて、教育の対象者であるかの判断にバラつきがあり、正しく認識出来ていない状況が確認された。

2. 対策については以下の通り進めている。

①教育受講実績確認時期の見直し

当該年度内に受講状況を確認することとし、確認時期は10月、1月、3月とする。

また、教育実績を取りまとめているグループと各所管グループ間で、実施状況が確認出来るように 教育実績を共有(見える化)する。

②教育受講対象者であるかの判断フロー作成

執務場所や期間、所属(社員、他企業出向等)から、受講対象であるか否かを確認出来る 判断フローを作成し、各所管箇所が適切に判断できるようにする。

(参考)「保安教育(入所時保安教育)」受講対象判断フロー 転入者

